

株 主 各 位

東京都板橋区上板橋3丁目1番1号

株式会社 **東武ストア**

代表取締役 丹 羽 茂 美
取締役社長

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成27年5月25日（月曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月26日（火曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都練馬区練馬1丁目17番37号
練馬文化センター 小ホール（つつじホール）
[末尾のご案内図をご参照下さい。]
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第69期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役14名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tobustore.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調が続く中で平成26年4月に実施された消費税増税の影響、駆け込み需要の反動の長期化などにより、不透明な状況で推移いたしました。

小売業界におきましては、食品への異物混入問題で食の安心・安全に対する関心が高まり、更に徹底した衛生管理体制の強化が求められるようになりました。また、実質所得の減少による消費者マインドの低下、業種業態を超えた販売競争が益々激しくなるなど大変厳しい状況で推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループは平成28年度を最終年度とする中期経営計画を新たに策定し、売上高900億円、営業利益17億20百万円、営業利益率2%を数値目標として、「お客様のより良い暮らしに貢献する」という新たな経営理念実現のため「地域で一番買いやすい店づくり」を目指し、そのために、鮮度、量目、品揃え、値ごろ、旬、接客、クリンネスの向上に徹底して取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、積極的な販売促進施策の効果により、売上高は851億13百万円（前期比2.2%増）、営業利益は売上高増加による売上総利益の拡大やチラシ作製及び販促資材費用の削減などの経費削減効果により9億85百万円（前期比10.7%増）、経常利益は12億67百万円（前期比8.6%増）、当期純利益は来期の店舗の一部フロア返還に伴う原状回復費用見積額及び収益性の低下した店舗につき減損損失を特別損失に計上したこと等により、1億79百万円（前期比17.2%減）となりました。

事業別の営業状況は次のとおりです。

[小売業]

売上高 813億54百万円（前期比2.1%増）

(株式会社東武ストア)

株式会社東武ストアにおきましては、売上拡大策として農産を集客のコア部門と位置付けて価格を引き下げ集客を図りました。また、下期より月に2回徹底した低価格で販売する特売「東武ストアとびっきり市」の開催、商品部バイヤーが自信をもって厳選した

商品の期間限定での徹底した売り込み、指定商品に当社ポイントを付与する「商品ポイントセール」の実施等販売促進の強化を図りました。

粗利益拡大策として、日配食品、惣菜部門においてアイテム数の削減や仕入・販売計画の精度アップにより値引き・廃棄ロスの削減に取り組みました。また、重点部門として惣菜部門の強化、特に洋風デリカ、ベーカリーデリカを拡大し、お客様ニーズに応えるとともに、粗利益の確保に努めました。

個店ごとの改善策として、上期は売場のオペレーションレベルを現場で確認し、課題を抽出して改善を指導する店舗クリニックをほぼ隔週のペースで行いました。また、下期より新設した店舗指導チームを不振店舗に派遣し、店舗の活性化と店長、マネージャー等の教育を現場で実施し営業力の強化を図るとともに、役員による店舗巡回を強化して、売場の指摘、改善事項をビジュアル化して全店に配信し店舗指導を徹底して行いました。経費面では、電気使用量削減対策として35店舗で店舗の天井基本照明をLED化いたしました。

また、24時間営業店舗の効率向上を目的に、深夜に集中して商品補充等売場の準備を行うため、25店舗で深夜の時間帯に閉店するよう変更いたしました。

お客様サービス向上策として、「当日宅配サービス」を充実して宅配可能商品を常温のほか冷蔵・冷凍商品に広げるとともに配送エリアを拡大して使い勝手のよい「買い物宅配サービス」を3店舗で試験的に導入いたしました。また、下期全店にAED（自動体外式除細動器）を設置いたしました。

その他の施策といたしましては、平成26年9月1日に千葉物流センター（千葉県千葉市）を新たに開設し、当社の物流センターは新座物流センター（埼玉県新座市）と2拠点体制となり、保管温度管理の改善と処理能力の柔軟性を持たすことができました。

また、平成26年5月31日成増店（東京都板橋区）、同年9月30日白岡店（埼玉県白岡市）を閉鎖いたしました。更に同年12月31日をもって梅島店（東京都足立区）を高架橋耐震工事に伴い一時休業いたしました。その結果、当社の平成27年2月28日現在の営業店舗は60店舗となりました。

（株式会社東武フーズ）

株式会社東武フーズは、当社店舗を中心にファストフード店、インスタベーカリー等を運営し、「従業員教育の強化」による商品力と接客の向上、「店舗オペレーションの効率化」による販売管理費の削減、「チャンスロス防止の徹底」によりインスタベーカリー事業の営業収支改善に努め、安定した利益を確保できる企業体質の強化に取り組みました。

[その他]

売上高 37億59百万円（前期比3.0%増）

その他といたしましては、子会社の株式会社東武警備サポートが警備業、メンテナンス業、人材派遣業等を行っております。同社では、「接客レベルの向上」、「人材の育成、教育の強化」、「効率的な人員配置による強固な組織づくり」、「新規事業開拓」等の基本方針のもとに、業容の拡大と効率経営に取り組みました。

当連結会計年度における売上高の部門別内訳は次のとおりであります。

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	%
小 売 業			
加 工 食 品	33,477	39.3	+0.4
生 鮮 食 品	32,905	38.7	+5.3
衣 料 品	3,090	3.6	△3.8
生 活 用 品	2,669	3.1	+1.1
商 事	136	0.2	△10.3
専 門 店	9,074	10.7	+0.1
小 計	81,354	95.6	+2.1
そ の 他			
警 備 業 等	3,759	4.4	+3.0
合 計	85,113	100.0	+2.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は9億48百万円であり、その主な内訳はPOSレジの更新やLED照明への変更など店舗設備への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては手元資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

消費税増税の影響が弱まり、景気が緩やかに回復していくことが期待されるものの、当社グループを取り巻く環境は、食品スーパーだけでなくコンビニエンスストアやドラッグストア等異業種を含めた競合が益々激化して非常に厳しい状況にあります。

このような厳しい環境の中で、中期経営計画の達成に向けて、「営業利益重視」、「お客様の目線と立場で」、「決めたことは必ずやり遂げよ」、「コンプライアンス重視、利益より正義」の経営方針のもと、各種施策に取り組んでまいります。

① 店舗業務執行力向上

目標達成のための計画の立案、実行、結果評価、改善を繰り返すことにより目標を確実に達成するなど執行力の向上を図る。

② 「健康」をテーマとした商品政策、販売政策

健康を生み出す食をテーマとした小冊子の作成、健康をテーマとしたチラシの作成、並びに無塩、減塩など健康を意識した商品の品揃えの充実を図る。

③ 新人事・教育制度導入及び定着

女性や経験豊富な従業員の活性化などを目的とした新人事制度の定着を図るとともに、階層別教育プログラムの実施により従業員教育の充実を図る。

④ 積極的な改装の実施

商品構成、品揃えの見直しを行うとともに、老朽化した設備の更新、環境・省エネに配慮した設備への変更による収益の改善を目的に積極的に改装を行う。

以上の諸施策に当社グループ一丸となって取り組み業績向上を図るとともに、常に「お客様のより良い暮らしに貢献する」会社であることを目指してまいり所存であります。株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

<1> 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 (第66期)	平成24年度 (第67期)	平成25年度 (第68期)	平成26年度 (第69期) 当連結会計年度
売 上 高(百万円)	84,495	81,987	83,317	85,113
経 常 利 益(百万円)	1,847	1,077	1,166	1,267
当 期 純 利 益(百万円)	1,237	501	216	179
1株当たり当期純利益	17円86銭	7円32銭	3円19銭	2円64銭
総 資 産(百万円)	35,038	34,678	34,985	35,724
純 資 産(百万円)	23,190	23,195	22,987	22,530

- (注) 1. 平成24年度の経常利益、当期純利益が平成23年度にくらべて減少しているのは、競合の激化等による売上高の減少によって売上総利益が776百万円減少する一方、水道光熱費等を中心に販売費及び一般管理費が29百万円増加したこと等によるものです。
2. 平成25年度の当期純利益が平成24年度にくらべて減少しているのは、平成25年度に減損損失を5億66百万円（前期比2億71百万円増）計上したこと等によるものです。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

<2> 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 (第66期)	平成24年度 (第67期)	平成25年度 (第68期)	平成26年度 (第69期) 当 期
営 業 収 益(百万円)	82,194	79,610	80,776	82,433
経 常 利 益(百万円)	1,846	1,066	1,150	1,192
当 期 純 利 益(百万円)	1,259	500	216	143
1株当たり当期純利益	18円17銭	7円31銭	3円18銭	2円11銭
総 資 産(百万円)	34,510	34,100	34,357	34,995
純 資 産(百万円)	23,110	23,115	22,907	22,725

- (注) 1. 平成24年度の経常利益、当期純利益が平成23年度にくらべて減少しているのは、競合の激化等による売上高の減少によって売上総利益が777百万円減少する一方、水道光熱費等を中心に販売費及び一般管理費が32百万円増加したこと等によるものです。
2. 平成25年度の当期純利益が平成24年度にくらべて減少しているのは、平成25年度に減損損失を5億66百万円（前期比2億71百万円増）計上したこと等によるものです。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

〈1〉 親会社との関係

該当事項はありません。

〈2〉 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社東武警備サポート	百万円 10	% 100.0	警備業、メンテナンス業、 人材派遣業等
株式会社東武フーズ	60	100.0	食品加工販売業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、小売り及び小売り周辺事業を主な内容とする事業活動を展開しております。

小売業……………当社がスーパーマーケットチェーンを展開しているほか、株式会社東武フーズがファストフード店、インスタアベーカリー等の運営を行っており、主に当社店舗内に出店しております。

その他……………株式会社東武警備サポートが、店舗、駐車場等の保全管理及び夜間店舗業務の受託等を行っており、当社店舗についても行っております。

(8) 主要な事業所

〈1〉 当社

① 本社 (東京都板橋区)

② 店舗 60店
常盤台店、練馬店、大師前店、下赤塚店、高島平店、西新井店、王子店、
小豆沢店、小菅店、西国分寺店、南葛西店、前野町店、西尾久店、大森店、
業平店、下高井戸店、西池袋店、練馬豊玉店、下丸子店、新小岩店
(東京都、20店)

松原店、蕨店、上福岡店、北坂戸店、西川口店、新河岸店、みずほ台店、蓮田店、
みずほ台東店、川越店、大宮公園店、加須店、朝霞台店、土呂店、豊春店、
桶川店、ふじみ野店、北大宮店、鳩ヶ谷店、蒲生店、鶴瀬駅ビル店、草加中根店、
草加谷塚店、新田店、大宮堀の内店、ふじみ野ナーレ店、朝霞店
(埼玉県、27店)

初石店、白井店、新柏店、鎌ヶ谷店、船橋南本町店、新船橋店、蘇我店、
佐倉石川店、我孫子店、船橋法典店、馬橋店、逆井店、津田沼店
(千葉県、13店)

※上記店舗の他、梅島店（東京都）が平成26年12月31日をもって高架橋耐震工事に伴い一時休業しております。

③ 物流センター
新座物流センター（埼玉県新座市）、千葉物流センター（千葉県千葉市）

〈2〉 子会社

① 株式会社東武警備サポート
本社 (東京都豊島区)
埼玉営業所 (埼玉県川越市)

② 株式会社東武フーズ
本社 (東京都板橋区)
事業所 (東京都、埼玉県、千葉県に12事業所)

(9) 従業員の状況

<1> 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	705 名	△1 名	42.3 才	16.7 年
女 性	110	△2	29.3	9.1
合計又は平均	815	△3	40.5	15.7

(注) 上記の従業員数には、出向者7名及びパートタイマー3,194名(1日8時間・月170時間換算)は含まれておりません。なお、前期末のパートタイマーは2,724名でしたが、これは1日8時間・月200時間換算で1名として計算したものです。

<2> 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	653 名	△4 名	41.7 才	16.1 年
女 性	109	△1	29.1	9.0
合計又は平均	762	△5	39.9	15.1

(注) 上記の従業員数には、出向者40名及びパートタイマー2,195名(1日8時間・月170時間換算)は含まれておりません。なお、前期末のパートタイマーは1,909名でしたが、これは1日8時間・月200時間換算で1名として計算したものです。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	150 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	100

2. 会社の株式に関する事項（平成27年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
(2) 発行済株式の総数 68,206,442株（うち自己株式276,855株）
(3) 株主数 5,201名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
丸 紅 株 式 会 社	21,166	31.1
東 武 鉄 道 株 式 会 社	18,575	27.3
東 武 ス ト ア 取 引 先 持 株 会	2,053	3.0
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,868	2.7
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	1,776	2.6
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	800	1.1
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	719	1.0
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	687	1.0
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	567	0.8
東 武 ス ト ア 従 業 員 持 株 会	457	0.6

- (注) 1. 持株比率は自己株式（276,855株）を控除して計算しております。
2. 株式会社損害保険ジャパンは、平成26年9月1日に日本興亜損害保険株式会社と合併し、損害保険ジャパン日本興亜株式会社となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
丹羽茂美	取締役社長（代表取締役）	株式会社八社会代表取締役社長
高鷲光洋	専務取締役（営業企画本部長）	
大浦理	常務取締役（経営企画部長）	
土金信彦	常務取締役（商品本部長）	
山本秀昭	常務取締役（業務本部長）	
榛沢雅己	取締役（営業企画本部副本部長兼業務改革推進室長）	
小川長治	取締役（販売本部長）	
増山義高	取締役（人事部長）	
近藤喜美男	取締役（営業企画本部副本部長兼営業企画部長）	
多知幸男	取締役（商品本部副本部長）	
根津嘉澄	取締役	東武鉄道株式会社代表取締役社長 日本殖産興業株式会社代表取締役社長
猪森信二	取締役	東武鉄道株式会社代表取締役専務
山崎康司	取締役	丸紅株式会社執行役員食品部門長
小浜浩	常勤監査役	
小島亜希子	監査役	弁護士
平田一彦	監査役	東武鉄道株式会社常務取締役 東武シェアードサービス株式会社代表取締役
井上広児	監査役	丸紅株式会社食品流通部部长代理

- (注) 1. 平成26年5月23日開催の第68期定時株主総会において、高鷲光洋氏、近藤喜美男氏、多知幸男氏及び山崎康司氏が取締役に、井上広児氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成26年5月23日開催の第68期定時株主総会の終結の時をもって、取締役社長宮内正敬氏及び取締役吉野三春氏は任期満了により、監査役熊田秀伸氏は辞任により、それぞれ退任いたしました。
3. 平成26年5月23日開催の取締役会において、代表取締役・取締役社長に丹羽茂美氏が、専務取締役に高鷲光洋氏が、常務取締役に大浦理氏及び山本秀昭氏が新たに選定され、それぞれ就任いたしました。
4. 平成26年5月23日付けで、取締役の担当につき、次の委嘱を行いました。
- 高鷲光洋 営業企画本部長
近藤喜美男 営業企画本部副本部長兼市場分析部長
多知幸男 商品本部副本部長兼加工食品部長
5. 取締役根津嘉澄氏、取締役猪森信二氏及び取締役山崎康司氏は社外取締役であります。

6. 監査役小島亜希子氏、監査役平田一彦氏及び監査役井上広児氏は社外監査役であります。
7. 監査役平田一彦氏は東武鉄道株式会社において経理部門で経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は監査役小島亜希子氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出を行っております。
9. 平成26年9月1日付けにて、次の組織変更を行いました。
 - ・営業企画本部内の市場分析部を営業企画部に統合する。
 - ・販売本部内にあった施設部を営業企画本部に移管する。
 - ・店舗実地指導専任の店舗指導チームを営業企画本部内に新設する。
 - ・販売本部内の店舗グループを8グループから地域別に再編して7グループとする。
 この組織変更に伴い、取締役の担当の一部に異動があり、次のとおりとなりました。

近藤 喜美男	営業企画本部副部長兼営業企画部長
多知 幸男	商品本部副本部長
10. 平成27年3月1日付けにて、次の組織変更を行いました。
 - ・業務本部を情報システム室、経理部を統括する経財本部と総務部、人事部を統括する業務本部に分割して、販売本部、商品本部、営業企画本部の5本部制とする。
 - ・経財本部、業務本部を管掌する管理本部管掌、販売本部、商品本部、営業企画本部を管掌する営業本部管掌を新設する。
 - ・経営企画部内の業務改革推進室を社長直轄として、経営企画部は廃止する。
 - ・販売本部内の店舗グループを7グループから集約、再編して4グループとする。
 この組織変更に伴い、取締役の担当の一部に異動があり、次のとおりとなりました。

高鷲 光洋	営業本部管掌兼営業企画本部長
大浦 理	管理本部管掌兼業務本部長
山本 秀昭	経財本部長
榛沢 雅己	業務改革推進室長
11. 平成27年4月1日付けにて、次の組織変更を行いました。
 - ・営業企画本部内に資材調達部を新設する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	15名	124百万円	うち社外取締役3名0.3百万円
監 査 役	4名	17百万円	うち社外監査役3名2百万円
合 計	19名	142百万円	

- (注) 1. 報酬等の額には役員賞与12百万円（取締役分11百万円、監査役分1百万円）が含まれております。
2. 報酬等の額には取締役9名、監査役1名に対する当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額29百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額55百万円は含まれておりません。
4. 上記報酬等の額のほかに、平成26年5月23日開催の第68期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役3名に対して69百万円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役 根津嘉澄

東武鉄道株式会社は、当社の第2位の主要株主であります。また、当社は同社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。

当社は日本殖産興業株式会社との間に、建物の賃借に係る取引関係があります。

・取締役 猪森信二

東武鉄道株式会社は、当社の第2位の主要株主であります。また、当社は同社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。

・取締役 山崎康司

丸紅株式会社は、当社の筆頭株主であります。また、当社は同社との間に、商品仕入等の取引関係があります。

・監査役 平田一彦

東武鉄道株式会社は、当社の第2位の主要株主であります。また、当社は同社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。

当社は東武シェアードサービス株式会社との間に、キャッシュ・マネジメント・システムに係る取引関係があります。

・監査役 井上広児

丸紅株式会社は、当社の筆頭株主であります。また、当社は同社との間に、商品仕入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役 根津嘉澄

当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

・取締役 猪森信二

当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

・取締役 山崎康司

平成26年5月23日の取締役就任以降に開催された取締役会4回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

・監査役 小島亜希子

当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、監査役会6回すべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

・監査役 平田一彦
当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、監査役会6回すべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

・監査役 井上広児
平成26年5月23日の監査役就任以降に開催された取締役会4回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、監査役会4回すべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（内部統制基本方針）

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

なお、当社は業務の適正を確保するための体制の整備状況については定期的に確認し、社内外の環境変化等に対応して適宜見直しを行っております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

<1> コーポレート・ガバナンス

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人の機関制度を基に引続きコーポレート・ガバナンスの充実に取り組み、透明性の高い経営、迅速な意思決定、経営監視機能の強化並びに適時適切な情報開示に努めるなど、ガバナンス体制を更に強化する。

<2> コンプライアンス

コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本方針」並びに「コンプライアンスマニュアル」を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、法令、社会規範及び社内規程類に対する遵守の重要性の徹底とその実施状況のモニタリングに努めるなど、諸施策を講ずる。

また、社内通報制度として、「社長直行便」を整備し、不正に対する監視体制の強化並びに健全な職場環境の維持に努める。

更に、法律専門家から適宜、適切な法的アドバイスを受ける体制を確保するため、弁護士事務所との顧問契約を締結する。

<3> 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、助長取引を含めた一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

<1> 情報の保存及び管理

取締役及び社員の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）として、当社の「文書取扱規程」に基づき記録し、「文書保管基準年数一覧表」の規程に従い、相応の期間で適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理する。

<2> 情報の閲覧

取締役並びに監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

<1> 職務執行の原則

取締役は取締役会の決定により、社員は職務執行規程に基づき、それぞれの職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲において職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。

<2> 稟議制度

重要財産の増減変動、通常でない費用の支出などの経営管理上の個別重要事項については、職務執行規程、決済基準及び稟議規程に基づき、関係部との協議を経て、社長及び本部長の承認決裁を得るなど、個別リスクの管理を強化する。

<3> リスク管理

取締役は、自己の担当領域について当社グループ全体のリスク管理の責任と権限を有するものとし、更に、経営に重大な影響を及ぼすリスクを組織横断的に認識し、評価、対応する体制を整備する。

また、新たなリスクへの対応が必要になった場合は、速やかに対応責任者となる者を定める。

大地震等の不測の事態が発生した場合には、「東武ストア防災規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

<1> 経営管理システム

取締役は、全社が共有する経営方針・経営計画を定め、この浸透を図り、その具体化のための業績目標を設定するとともに、実施すべき具体的な施策を決定し、効率的な業務遂行体制を構築する。

<2> I Tの積極的な活用

取締役会は、I Tを積極的に活用したシステムにより定期的にこの結果をレビューし、その議論を踏まえ、各取締役は実施すべき具体的な施策及び権限の分配を含めた業務遂行体制を改善する。

<3> 職務権限及び責任の明確化

取締役は取締役会において担当職務を決定し、諸規程（職務分掌規程、職務執行規程、執行明細など）において取締役及び社員の役割、権限、責任を明確にし、あわせて、意思決定の社内ルールを定める。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- 〈1〉 グループ運営体制
当社及び子会社全体の内部統制の構築を目指し、当社に内部統制に関する担当組織を設けるとともに、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有、指示等が効率的に行われる体制を構築する。
経営管理については、当社への報告・決裁制度により子会社経営の管理を行うものとし、当社の常勤役員会において業務執行状況を監視する。
 - 〈2〉 財務情報の適正性確保
当社グループは、連結財務諸表等の報告の信頼性を確保し、継続的なモニタリング体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 〈1〉 監査役職務の補助体制
取締役は、監査役求めにより監査役職務を補助する使用人として、適切な人材を当社の使用人から任命する。
 - 〈2〉 当該使用人の人事
当該使用人の解任・任命・異動・懲戒・評価・報酬等の決定については事前に監査役の意見を求めるなど、執行からの独立性を確保するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制について
- 〈1〉 報告体制
取締役及び社員は、全社的に重大な影響を及ぼす事項、業務執行に関する事項、コンプライアンス、リスクマネジメントに関する事項について、監査役に報告する。
また、取締役並びに社員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、誠実かつ正確に当該事項について報告する。
 - 〈2〉 監査役重要会議への出席
監査役は、取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、常勤役員会その他重要会議に出席する。
- (8) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- 〈1〉 監査室及び監査法人との連携
監査役は、監査職務の効率的な遂行にあたり、監査室及び監査法人から、監査方針、監査計画及びその結果等について意見交換を行う。
 - 〈2〉 取締役の協力
取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、情報の収集や交換などが円滑に行われるように協力する。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化及び将来の事業展開への備えなどを勘案しつつ、株主の皆様業績に応じた、かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、店舗の新設、改装及び情報化投資等に有効活用してまいります。

また、配当の決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますので、当期の期末配当につきましては、平成27年4月10日開催の取締役会において1株当たり5円とすることを決議する予定であります。

(注) 以上のご報告は、次の方法により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
- (2) 千株単位の記載株式数は千株未満切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,664	流動負債	7,222
現金及び預金	1,888	買掛金	3,202
預け金	6,200	短期借入金	250
売掛金	911	リース債務	169
商品	2,045	未払法人税等	273
繰延税金資産	311	未払消費税等	663
その他	1,306	賞与引当金	209
固定資産	23,060	役員賞与引当金	13
有形固定資産	14,230	商品券等回収損失引当金	27
建物及び構築物	8,561	ポイント引当金	149
機械装置及び運搬具	5	資産除去債務	185
器具備品	1,238	その他	2,079
土地	3,149	固定負債	5,971
リース資産	1,276	リース債務	1,409
無形固定資産	176	退職給付に係る負債	3,777
ソフトウェア	125	役員退職慰労引当金	80
その他	50	資産除去債務	383
投資その他の資産	8,652	その他	320
投資有価証券	246	負債合計	13,194
差入保証金	2,460	(純資産の部)	
差入敷金	3,806	株主資本	26,267
退職給付に係る資産	566	資本金	9,022
繰延税金資産	1,459	資本剰余金	7,442
その他	112	利益剰余金	9,879
資産合計	35,724	自己株式	△ 75
		その他の包括利益累計額	△ 3,737
		その他有価証券評価差額金	19
		土地再評価差額金	△ 3,444
		退職給付に係る調整累計額	△ 312
		純資産合計	22,530
		負債及び純資産合計	35,724

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		85,113
売 上 原 価		61,023
売 上 総 利 益		24,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,105
営 業 利 益		985
営 業 外 収 益		363
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43	
そ の 他	320	
営 業 外 費 用		81
支 払 利 息	26	
そ の 他	55	
経 常 利 益		1,267
特 別 利 益		45
違 約 金 戻 入 益	45	
特 別 損 失		806
減 損 損 失	689	
固 定 資 産 除 却 損	57	
そ の 他	59	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		505
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	465	
法 人 税 等 調 整 額	△ 139	325
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		179
当 期 純 利 益		179

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	9,022	7,442	10,039	△ 73		26,429
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	△ 339	—		△ 339
当 期 純 利 益	—	—	179	—		179
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 2	△ 2	
自 己 株 式 の 処 分	—	△ 0	—	0		0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—		—
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 0	△ 160	△ 2	△ 162	
当 期 末 残 高	9,022	7,442	9,879	△ 75		26,267

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	
当 期 首 残 高	2	△ 3,444	—	22,987
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△ 339
当 期 純 利 益	—	—	—	179
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 2
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	17	—	△ 312	△ 294
連結会計年度中の変動額合計	17	—	△ 312	△ 457
当 期 末 残 高	19	△ 3,444	△ 312	22,530

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記>

1. 連結の範囲に関する事項

全子会社（2社）を連結範囲に含めております。

当該子会社2社は、株式会社東武フーズ、株式会社東武警備サポートであります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、全社平成26年12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、平成27年1月1日から連結決算日である平成27年2月28日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商品）

主に売価還元法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

〃（貯蔵品）

最終仕入原価法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～39年 機械装置及び運搬具 6～14年 器具備品 3～15年

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
 - ③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - ④投資その他の資産（その他）
均等償却しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。
一般債権については貸倒実績率法により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。
 - ②賞与引当金
従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。
 - ③役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ④商品券等回収損失引当金
一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。
 - ⑤ポイント引当金
ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備え、ポイント未使用残高に対し、使用実績率に基づき算出した将来使用されると見込まれる額を計上しております。
 - ⑥役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

<会計上の見積りの変更>

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務としての資産除去債務について、店舗の一部フロア返還等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。

これにより当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が204百万円減少しております。

<会計方針の変更>

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る資産及び負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が566百万円、退職給付に係る負債が3,777百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が312百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は、4円60銭減少しております。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保提供資産

宅地建物取引業法に基づく差入保証金 10百万円

なお、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,505百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 株式会社 東武ストア

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年2月28日

(2) 株式会社 東武警備サービス

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 平成13年12月31日

なお、株式会社東武警備サービスが計上しておりました土地再評価差額金△1,544百万円は平成14年4月5日付けの吸収合併により株式会社東武ストアが継承しております。

(3) 時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △631百万円

<連結損益計算書に関する注記>

減損損失

(1) 概要

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
営業用店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産、電話加入権	東京都、埼玉県 千葉県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び退店の意思決定をした店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額	建物及び構築物	442百万円
	その他	247百万円
	計	689百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。
使用価値は将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 68,206,442株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成26年4月10日 取締役会	普通株式	339	5	平成26年2月28日	平成26年5月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年4月10日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額	339百万円
②1株当たり配当額	5円
③基 準 日	平成27年2月28日
④効力発生日	平成27年5月8日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は資金の効率的な活用を目的として、東武グループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により運用を行っております。

デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

預け金はCMSに預け入れている資金であり、差入保証金及び差入敷金は、店舗不動産の賃貸借契約に伴い差し入れたものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

売掛金、預け金、差入保証金及び差入敷金は、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたもので、月次毎、年次毎の資金繰計画を作成し管理しておりますが、原則的には手元流動資金の範囲内で支出を賄うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2.) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	
(1) 現金及び預金	1,888	1,888		—
(2) 売掛金	911	911		—
(3) 預け金	6,200	6,200		—
(4) 投資有価証券	241	241		—
(5) 差入保証金（一年以内に償還予定のものを含む）	2,754	2,711	△	42
(6) 差入敷金	90	86	△	3
資産計	12,088	12,041	△	46
(1) 買掛金	3,202	3,202		—
(2) 短期借入金	250	250		—
(3) リース債務（一年以内に返済予定のものを含む）	1,578	1,557	△	21
負債計	5,031	5,009	△	21

(注1.) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

- (5) 差入保証金、(6) 差入敷金

これらの時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2.) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5
差入保証金	43
差入敷金	3,715

非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。また、差入保証金及び差入敷金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため(5) 差入保証金及び(6) 差入敷金には含めておりません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 331円67銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円64銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年4月7日

株式会社東武ストア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 高 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東武ストアの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東武ストア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第69期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月9日

株式会社東武ストア 監査役会

常勤監査役	小 浜	浩	Ⓜ
監 査 役	小 島	亜希子	Ⓜ
監 査 役	平 田	一 彦	Ⓜ
監 査 役	井 上	広 児	Ⓜ

(注) 監査役小島亜希子、監査役平田一彦及び監査役井上広児は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表 (平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,108	流動負債	6,875
現金及び預金	1,621	短期借入金	3,165
預け掛金	6,200	買掛金	250
売掛金	654	リース借入金	169
商品	2,039	未払法人税等	438
貯蔵品	22	未払事業税	53
前払費用	318	未払消費税	565
未収入金	600	預り金	981
一年以内に償還される差入保証金	337	前受引当金	313
繰延税金資産	304	賞与引当金	50
その他	8	役員引当金	200
固定資産	22,886	商品回収引当金	13
有形固定資産	14,188	ポインント引当金	27
建物	8,359	資産除却債	149
構築物	169	固定負債	185
機械装置	2	リース負債	60
車両運搬具	2	長期預り金	5,394
器具備品	1,229	長期預り保証金	1,409
土地	3,149	長期預り敷金	69
リース資産	1,276	退職給付引当金	249
無形固定資産	174	役員退職慰労引当金	3,200
ソフトウェア	125	その他引当金	80
電話加入権	39	株主資本	383
その他	9	資本剰余金	1
投資その他の資産	8,523	負債合計	12,269
投資有価証券	246	(純資産の部)	
関係会社株式	50	株主資本	26,150
差入保証金	2,433	資本剰余金	9,022
差入敷金	3,785	資本剰余金	7,442
前払年金費用	659	資本準備金	3,014
繰延税金資産	1,236	その他資本剰余金	4,427
その他	112	利益剰余金	9,762
		その他利益剰余金	9,762
		固定資産圧縮積立金	4
		繰越利益剰余金	9,758
		自己株式	△ 75
		評価・換算差額等	△ 3,424
		その他有価証券評価差額金	19
		土地再評価差額金	△ 3,444
資産合計	34,995	純資産合計	22,725
		負債及び純資産合計	34,995

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		80,941
売 上 原 価		58,904
売 上 総 利 益		22,036
管 理 収 入 等		1,491
営 業 総 利 益		23,528
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,582
営 業 利 益		945
営 業 外 収 益		325
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43	
そ の 他	282	
営 業 外 費 用		79
支 払 利 息	26	
そ の 他	53	
経 常 利 益		1,192
特 別 利 益		45
違 約 金 戻 入 益	45	
特 別 損 失		806
減 損 損 失	689	
固 定 資 産 除 却 損	57	
そ の 他	59	
税 引 前 当 期 純 利 益		430
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	416	
法 人 税 等 調 整 額	△ 129	287
当 期 純 利 益		143

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
			繰越利益 剰余金	固定資産 圧縮積立金	
当 期 首 残 高	9,022	3,014	4,427	9,954	4
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	△ 339	—
当期純利益	—	—	—	143	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△ 0	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	0	△ 0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 0	△ 196	△ 0
当 期 末 残 高	9,022	3,014	4,427	9,758	4

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	
当 期 首 残 高	△ 73	26,349	2	△ 3,444	22,907
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△ 339	—	—	△ 339
当期純利益	—	143	—	—	143
自己株式の取得	△ 2	△ 2	—	—	△ 2
自己株式の処分	0	0	—	—	0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	17	—	17
事業年度中の変動額合計	△ 2	△ 198	17	—	△ 181
当 期 末 残 高	△ 75	26,150	19	△ 3,444	22,725

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商 品）	主に売価還元法に基づく原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
〃 （貯蔵品）	最終仕入原価法に基づく原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
有 価 証 券	
子 会 社 株 式	移動平均法に基づく原価法
そ の 他 有 価 証 券	
時 価 の あ る も の	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時 価 の な い も の	移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物	8～39年	構 築 物	8～20年	機 械 装 置	14年
車 両 運 搬 具	6年	器 具 備 品	3～15年		

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産（その他）

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。
一般債権については貸倒実績率法により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備え、ポイント未使用残高に対し、使用実績率に基づき算出した将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理することとしております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

<会計上の見積りの変更>

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務としての資産除去債務について、店舗の一部フロア返還等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。

これにより当事業年度の税引前当期純利益が204百万円減少しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 担保提供資産

宅地建物取引業法に基づく差入保証金 10百万円

なお、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

23,382百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	46百万円
長期金銭債権	512百万円
短期金銭債務	202百万円
長期金銭債務	135百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年2月28日

また、平成14年4月5日に吸収合併した株式会社東武警備サービスにおいては、下記により合併前期日において事業用土地の再評価を行っております。

・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

・再評価を行った年月日 平成13年12月31日

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△631百万円であります。

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引	売 上 高	12百万円
	仕 入 高	717百万円
	販売費及び一般管理費	2,069百万円
(2) 営業取引以外の取引		5百万円

2. 減損損失

(1) 概要

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
営業用店舗	建物、構築物、器具備品、リース資産、電話加入権	東京都、埼玉県 千葉県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び退店の意思決定をした店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額	建 物	439百万円
	リース資産	203百万円
	そ の 他	46百万円
	計	689百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

＜法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正＞

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は31百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

＜決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響額＞

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成28年3月1日より開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、33.1%となり、平成29年3月1日より開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%で算定しています。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は97百万円減少し、法人税等調整額が98百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、それぞれ増加する見込みです。

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物、入金機、発注端末機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

<関連当事者との取引に関する注記>

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東武鉄道株式会社	27.5%	役員の兼任 店舗の賃借	差入保証金の償還	19	一年以内に償還される差入保証金	9
						差入保証金	155
				差入敷金の償還	46	差入敷金	356
その他の関係会社の子会社	東武シェアードサービス株式会社	—	役員の兼任 資金の預入	資金の預入 預け金利息の受取	7,261 27	預け金	6,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 店舗建物及び土地の賃借に係る差入保証金及び差入敷金の金額については、近隣の取引実勢に基づいて、契約により決定しております。また、差入保証金については、契約に基づき一定期間据え置き後、主に毎年均等額の償還を受けております。
2. 預け金につきましては、東武グループ内の資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
預け金利息につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
担保は受け入れておりません。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 334円55銭
2. 1株当たり当期純利益 2円11銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年4月7日

株式会社東武ストア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 高 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東武ストアの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から営業状況の報告を聴取するほか、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月9日

株式会社東武ストア 監査役会

常勤監査役	小 浜	浩	Ⓔ
監 査 役	小 島	亜希子	Ⓔ
監 査 役	平 田	一 彦	Ⓔ
監 査 役	井 上	広 児	Ⓔ

(注) 監査役小島亜希子、監査役平田一彦及び監査役井上広児は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務を執行しない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第28条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（13名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役13名の再選と新たに1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	に わ しげ み 丹 羽 茂 美 (昭和30年9月21日生)	昭和54年4月 丸紅株式会社入社 平成14年4月 同社食品流通部長 平成16年4月 同社水産部長 平成20年4月 同社食料部門長補佐 平成21年4月 同社食料部門長代行 平成22年5月 当社常務取締役業務本部副本部長 平成23年3月 当社常務取締役業務本部長 平成24年3月 当社常務取締役経営企画担当兼店舗開発本部長 同 年5月 当社専務取締役経営企画担当兼店舗開発本部長 平成25年3月 当社専務取締役経営企画部担当役員兼店舗開発本部長 平成26年3月 当社専務取締役営業企画本部長 同 年5月 株式会社八社会取締役社長、現在に至る 同 年5月 当社取締役社長（代表取締役）、現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社八社会代表取締役社長	21,000株	後 記 (注)1. 参 照
2	た か わ し み つ ひろ 高 鷲 光 洋 (昭和30年3月9日生)	昭和52年3月 株式会社マルエツ入社 平成17年5月 同社取締役 平成18年5月 同社取締役執行役員 平成20年5月 同社取締役常務執行役員 平成26年5月 当社専務取締役営業企画本部長 平成27年3月 当社専務取締役営業本部管掌兼営業企画本部長、現在に至る	10,000株	な し

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	おお うち さとる 大 浦 理 (昭和37年7月11日生)	昭和60年4月 丸紅株式会社入社 平成23年4月 同社流通企画部長 同 年5月 当社取締役 平成25年4月 丸紅株式会社食品流通部長 平成26年4月 当社取締役経営企画部長 同 年5月 当社常務取締役経営企画部長 平成27年3月 当社常務取締役管理本部管掌兼 業務本部長、現在に至る	5,000株	な し
4	つち かね のぶ ひこ 土 金 信 彦 (昭和30年4月26日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年3月 当社日配食品部長 平成15年3月 当社惣菜部長 平成21年2月 当社商品本部長 同 年5月 当社取締役商品本部長 平成24年5月 当社常務取締役商品本部長、現 在に至る	22,500株	な し
5	やま もと ひで あき 山 本 秀 昭 (昭和29年9月15日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年7月 当社経理部ゼネラルマネージャー 平成15年4月 当社経理部長 平成21年5月 当社取締役経理部長 平成24年3月 当社取締役業務本部長兼経理部 長 平成26年3月 当社取締役業務本部長 同 年5月 当社常務取締役業務本部長 平成27年3月 当社常務取締役経理本部長、現 在に至る	29,000株	な し

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	はん ざわ まさ み 榛 沢 雅 己 (昭和29年11月10日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年2月 当社水産・畜産部長 平成15年4月 当社水産部長 平成22年3月 当社第6グループGM 平成23年3月 当社販売本部副本部長兼第1グループGM 同 年5月 当社取締役販売本部副本部長兼第1グループGM 平成24年3月 当社取締役販売本部副本部長 平成25年3月 当社取締役経営企画部長 平成26年3月 当社取締役営業企画本部副本部長兼業務改革推進室長兼経営企画部長 同 年4月 当社取締役営業企画本部副本部長兼業務改革推進室長 平成27年3月 当社取締役業務改革推進室長、 現在に至る	14,000株	な し
7	お がわ なが はる 小 川 長 治 (昭和29年12月15日生)	昭和52年4月 当社入社 平成18年3月 当社第3グループGM 平成22年3月 当社第5グループGM 平成23年3月 株式会社東武フーズ取締役社長 同 年5月 当社取締役 平成25年4月 当社取締役販売本部長、現在に至る	14,000株	な し
8	ます やま よし たか 増 山 義 高 (昭和30年12月26日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年3月 当社人事部長 平成24年5月 当社取締役人事部長、現在に至る	24,000株	な し
9	こん どう きみ お 近 藤 喜美男 (昭和32年2月21日生)	昭和54年4月 当社入社 平成22年10月 当社情報システム室長 平成25年3月 当社営業企画部長 平成26年3月 当社市場分析部長 同 年5月 当社取締役営業企画本部副本部長兼市場分析部長 同 年9月 当社取締役営業企画本部副本部長兼営業企画部長、現在に至る	10,000株	な し

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
10	た ち ゆき お 多 知 幸 男 (昭和31年11月9日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年3月 当社日配食品部長 平成23年3月 当社加工食品部長 平成26年5月 当社取締役商品本部副本部長兼加工食品部長 同 年9月 当社取締役商品本部副本部長、現在に至る	10,000株	なし
11	ね づ よし ずみ 根 津 嘉 澄 (昭和26年10月26日生)	昭和49年4月 東武鉄道株式会社入社 平成2年6月 同社取締役 平成3年4月 同社常務取締役 平成5年6月 同社専務取締役 平成6年5月 当社監査役 平成7年6月 東武鉄道株式会社取締役副社長 平成9年5月 当社取締役、現在に至る 平成11年6月 東武鉄道株式会社取締役社長、現在に至る 重要な兼職の状況 東武鉄道株式会社代表取締役社長 日本殖産興業株式会社代表取締役社長	62,000株	後記 (注)2.3. 参照
12	いの もり しん じ 猪 森 信 二 (昭和32年8月3日生)	昭和55年4月 東武鉄道株式会社入社 平成17年10月 同社経営統括本部経営企画部長 平成18年5月 同社経営企画部長 平成22年6月 同社取締役経営企画部長 平成24年5月 当社取締役、現在に至る 同 年6月 東武鉄道株式会社常務取締役貸貸事業統括本部長兼沿線開発事業本部長 同 年7月 同社常務取締役生活サービス創造本部長 平成25年9月 同社常務取締役 平成26年6月 同社専務取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 東武鉄道株式会社代表取締役専務	0株	後記 (注)2. 参照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
13	やま ぎき こう じ 山崎 康 司 (昭和30年9月7日生)	昭和53年4月 丸紅株式会社入社 平成13年4月 同社食品流通部長 平成16年4月 同社食料部門長代行 平成18年9月 同社流通企画部付 株式会社ダ イエー出向 平成26年4月 同社執行役員食品部門長 同 年5月 当社取締役、現在に至る 平成27年4月 丸紅株式会社執行役員食品本 部長、現在に至る 重要な兼職の状況 丸紅株式会社執行役員食品本部長	0株	なし
14 ※	こ じま あき こ 小 島 亜希子 (昭和47年9月24日生)	平成14年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 同 年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入 所、現在に至る 平成23年5月 当社監査役、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士	0株	なし

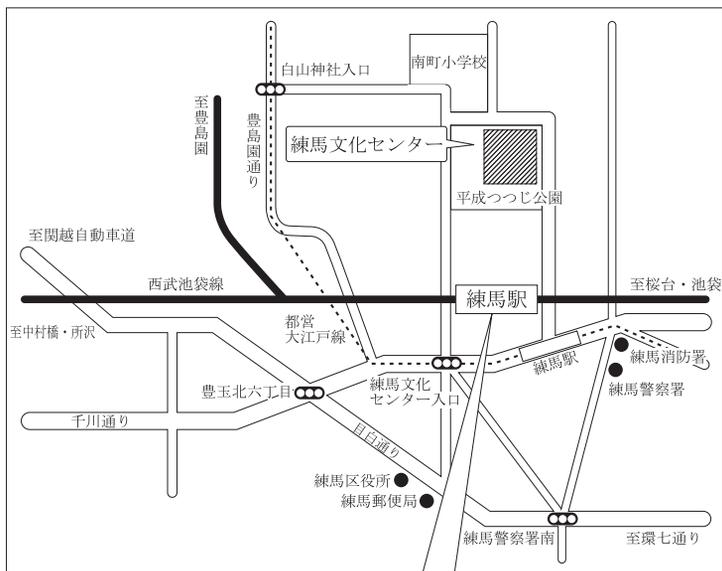
- (注) 1. 当社は、株式会社八社会との間に、商品開発に係わる取引関係があります。
2. 当社は、東武鉄道株式会社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。
3. 当社は、日本殖産興業株式会社との間に、建物の賃借に係る取引関係があります。
4. 根津嘉澄氏、猪森信二氏、山崎康司氏及び小島亜希子氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由等について
- (1) 根津嘉澄氏につきましては、当社の主要株主である東武鉄道株式会社の代表取締役社長であり、経営者としての経験及び幅広い見識から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、また、大株主の立場から当社の経営に対する確かな助言を頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 猪森信二氏につきましては、当社の主要株主である東武鉄道株式会社の代表取締役専務であり、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (3) 山崎康司氏につきましては、当社の筆頭株主である丸紅株式会社の執行役員食品本部長であり、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (4) 小島亜希子氏につきましては、弁護士として幅広い知識と経験を有しており、企業経営に直接携わったことはありませんが、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。

6. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
 - (1) 根津嘉澄氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって18年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は21年となります。
 - (2) 猪森信二氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (3) 山崎康司氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は社外取締役候補者の根津嘉澄氏、猪森信二氏及び山崎康司氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外役員の責任を限定する契約を締結しております。3氏が社外取締役に選任された場合、当社は当該契約を継続する予定です。また、小島亜希子氏が社外取締役に選任された場合は、同様に責任を限定する契約を締結する予定です。
8. 当社は小島亜希子氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。
9. ※印は、新任の取締役候補者であります。なお、小島亜希子氏の当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都練馬区練馬1丁目17番37号
 練馬文化センター 小ホール（つつじホール）
 TEL 03(3993)3311



※ 駐車場の用意はいたしていません。

西武池袋線、西武有楽町線、
 都営地下鉄大江戸線
 練馬駅北口より徒歩1分

※練馬駅北口（2階）からペDESTリアンデッキ、
 平成つつじ公園を抜け北へ徒歩1分。

